

工式・施工 設計・一括 コンサル活用で指針案 受注機会拡大へ建設会社が業務委託

国土交通省は、設計・施工一括発注方式などを適用する土木工事を対象に、建設会社と建設コンサルタントの企業連合（コンソーシアム）による参加機会を創出するため、コンサルタントの活用に関する運用ガイドライン案をまとめた。建設

会社が設計業務をコンサルに委託する形式でコンソーシアムを構成。設計の進捗よく管理を、元請の立場から建設会社が置く管理技術者が行い、コンサル側は設計主任技術者、照査技術者を配置するなどとしている。

のほか、詳細設計付き工事発注方式を適用する土木関係工事。従来の建設会社単体に加え、コンソーシアムでの参加を認める。

ガイドライン案によると、コンソーシアムで参加する場合は、建設会社とコンサルの双方にそれぞれ参加要件を課す。建設会社に対する工事成績評価とは別に、コンサルには設計部分の業務成績評価を実施。総合評価方式の技術提案では、設計に関する技術提案を求め、その内容も評価する。

コンサルから見積書の写しを提出された発注者は契約後、当初見積額による契約・支払いの履行を建設会社に求める。適正な理由なしに履行されない場合は、工事成績を減点する。

ガイドライン案は5日の「国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会」（座長・小澤一雅東大大学院教授）で提示された。同省は会合で出た意見を踏まえて内容を修正し、試行工事の選定作業に早急に着手する。

〒113-0033

東京都文京区本郷一丁目五番十七号ノ
三洋ビル三階三〇号ノ
建設コンサルタツ協同組合